

市
受付印

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (R7年度個人住民税の課税市区町村)
中央市 長宛

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者又は事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市区町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと。

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者 申請期限：令和7年10月31日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

【代理申請を行う場合】(委任する本人が全て記入してください。)

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

※代理人：次のいずれかに該当する者

- ・法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- ・親族等

裏面も必ずご確認ください。

2. 振込口座(原則、1.の申請者の口座とします。)

【受取口座記入欄】長期間入金のない口座を記入しないでください。

下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。

ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)
		1.普通 2.当座	
金融機関名	支店名	口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。
			下段 名義人漢字
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	店・支店 所・支所 出張所		

(注)金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、調整給付金(不足額給付分)担当までお問い合わせください。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

提出書類

『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下段)
- 振込口座(裏面上段)
- 署名(裏面上段)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者本人(及び代理人)の運転免許証、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)のいずれか1つを添付してください。

※ 代理人が成年後見人等の場合は、登記事項証明書等の写しを添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開きページ全面の写し(コピー)を添付してください。

※ インターネットバンキングの場合は、マイページWeb画面の写し(コピー)を添付してください。

(カタカナ氏名が確認できること。)

～令和6年1月2日以降に日本に入国された方～

本人(代理人)確認書類、受取口座を確認できる書類に加え『入国時の市町村の住民票』

(「前住所地」欄が空欄もしくは国外になっているもの)、『パスポートの写し(コピー)』等、

令和6年1月1日に国外に居住していたことがわかるものを添付してください。

- ・ 期限までに申請がない場合及び申請した書類に不備があり中央市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、中央市は本給付金の支給を辞退したとみなします。
- ・ 申請を行うことなくお亡くなりになられた場合は、本給付金は支給されません。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)